

令和4年3月9日
四国電力送配電株式会社

エリアインバランス電力量の誤算定について

昨日、令和4年1月分の四国エリアのインバランス[※]電力量を誤って算定していることが判明いたしました。

本件については、昨日、経済産業省へ事実関係を報告しております。

誤算定の発生は、インバランス電力量を算定する際に、四国エリアの発電量から四国外とやり取りする電力量を減算する過程で誤って処理を行ったことが原因です。

弊社といたしましては、当該1月分のインバランス料金について、速やかに是正措置を講じて参る所存です。

今回の弊社の誤算定により、全国大で適用するインバランス料金単価の見直しが必要となることから、全国の発電事業者様・小売電気事業者様のインバランス料金に影響を及ぼすこととなり、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

なお、インバランス料金は、発電事業者様・小売電気事業者様と一般送配電事業者との間の取引に関するものであり、ご家庭や法人のお客さまの電気料金に影響を与えるものではありません。

弊社といたしましては、今後、同様の事象を発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

※ 電気は需要と供給が常に一致している必要があるため、発電事業者や小売電気事業者は、30分単位の計画値と実績値が同量となるよう運用を行っています。しかしながら計画どおりにならない場合があり、その過不足を「インバランス」といい、一般送配電事業者が調整しています。

以 上

1. インバランス電力量の算定

発電事業者や小売電気事業者は、30分単位の計画値と実績値が同量となるよう運用を行っており、計画値と実績値との差（過不足）は一般送配電事業者が調整を行っています。インバランス電力量は、発電電力量（発電所の送電電力量）と供給電力量（電力消費者の使用電力量）のそれぞれについて、以下の算定式に基づき30分ごとに計算しています。

（算定式）インバランス電力量 = 実績値 - 計画値

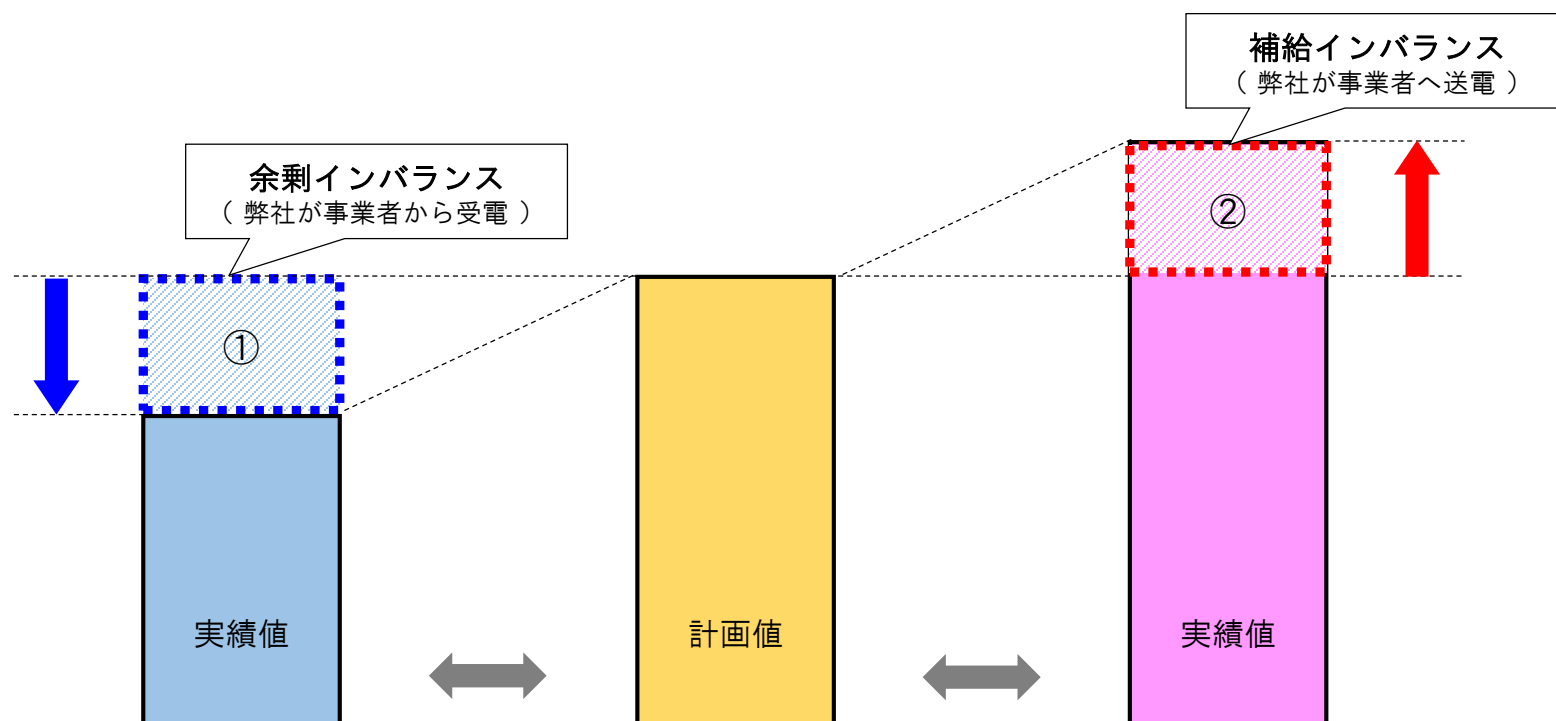
（例）小売電気事業者のインバランス電力量

実績値が計画値を下回った場合

（実績値 < 計画値）

実績値が計画値を上回った場合

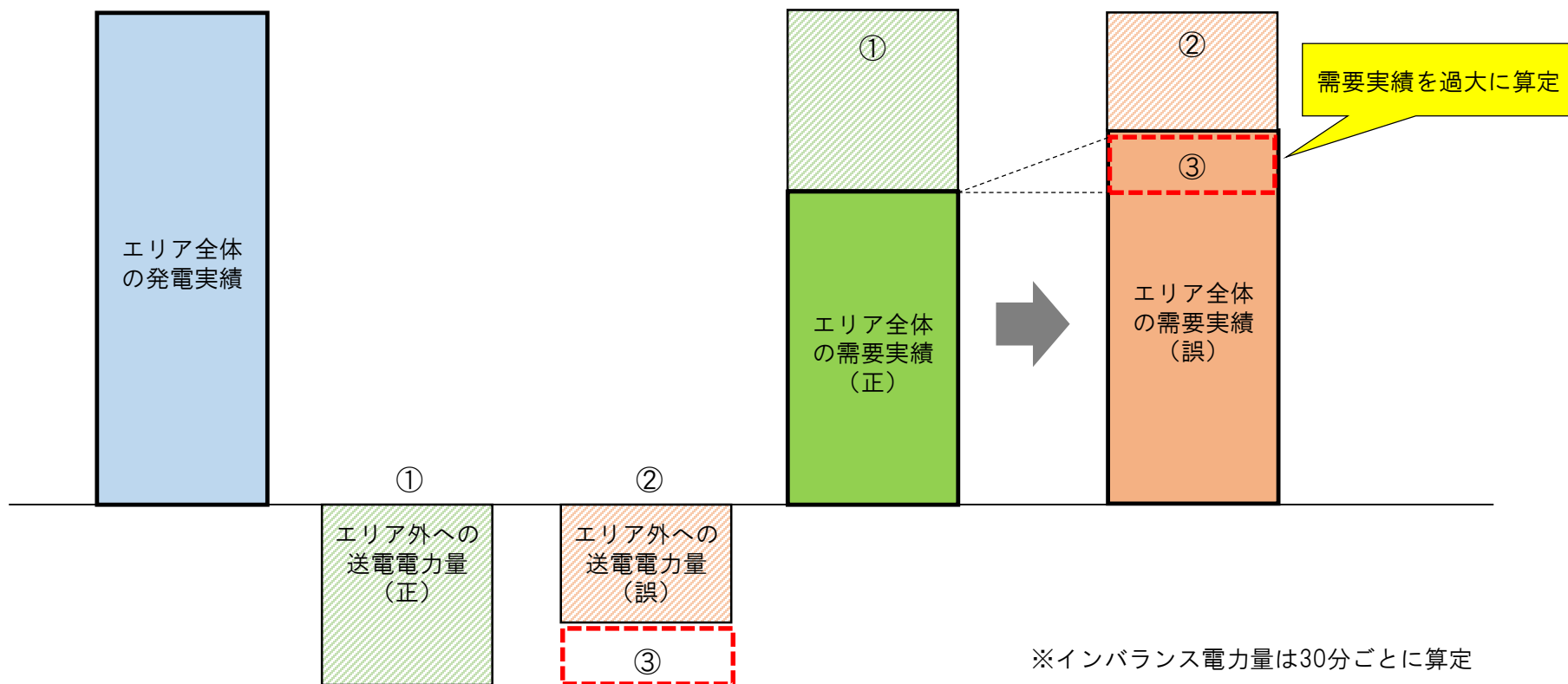
（実績値 > 計画値）



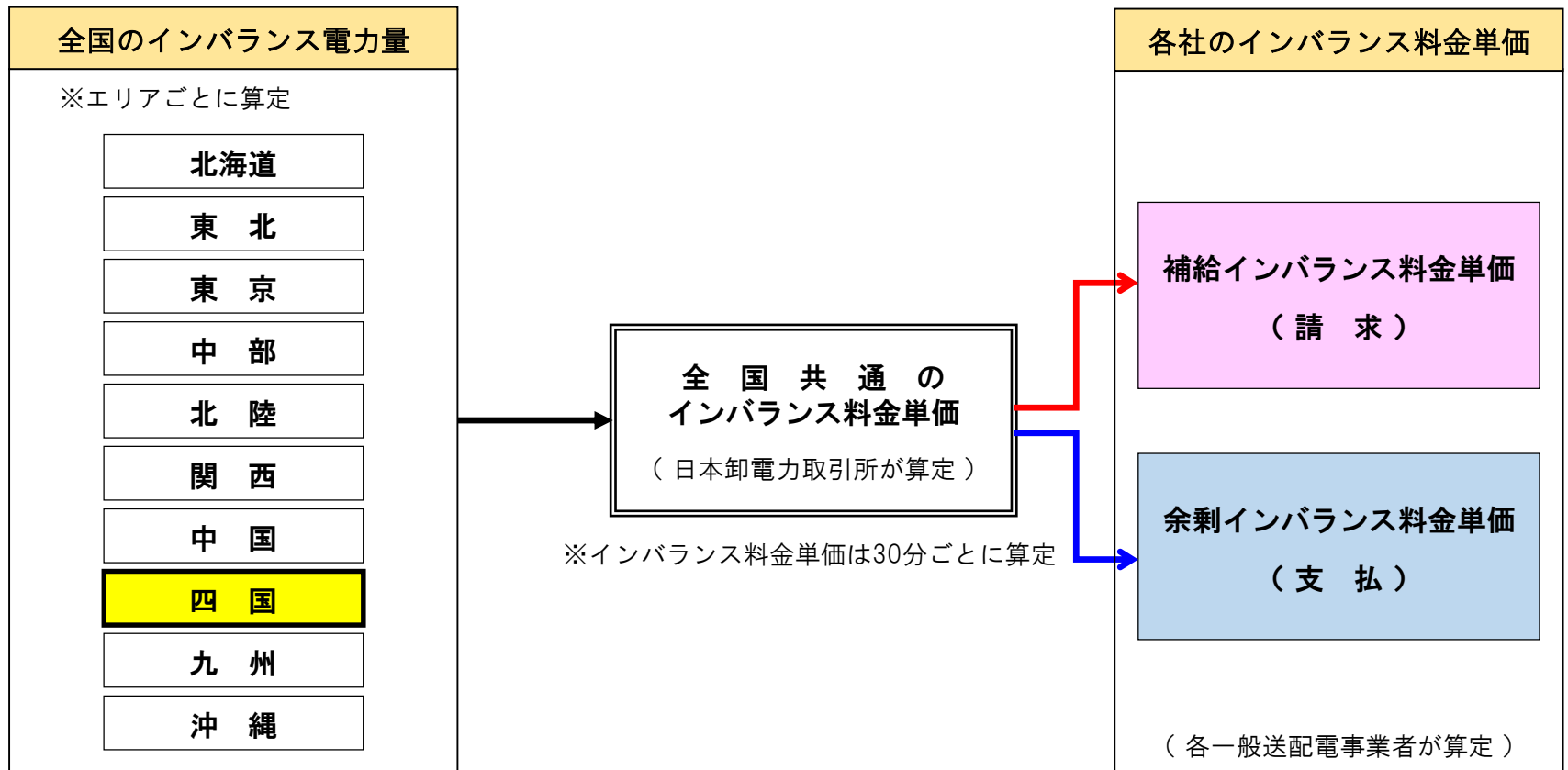
2. インバランス電力量の誤算定の発生

令和4年1月分の四国エリアのインバランス電力量を算定する際、四国エリアの発電実績から四国エリア外とやり取りする電力量を加算・減算する過程で誤ったデータを用いて算定していました。

(例) 需要実績の誤算定



3. インバランス料金算定のフロー



四国エリアのインバランス電力量に誤りがあったため、全国のインバランス電力量を修正し、修正後の電力量を用いて日本卸電力取引所がインバランス料金単価を再算定する。

<請求・支払先>

- ・発電事業者様
- ・小売電気事業者様